

A 3 - 1 : 分離しようとする液体が、当該遠心分離機と接する範囲（接液部）を言います。

5. 4 輸出令別表第1の3の2項（2）4 「クロスフローろ過用の装置」関連

Q 4 - 1 : 全ろ過装置として設計し使用することを想定している装置であっても、洗浄用の配管などが付いているために、洗浄時に一時的にクロスフローろ過と似た流れとなるような装置については、リスト規制品の対象と考えるべきでしょうか。

A 4 - 1 : 内圧式ろ過方式と外圧式ろ過方式の別を問わず、専ら全ろ過用に設計し使用することを想定している装置やモジュール等については、洗浄時に一時的にクロスフローろ過と似た流れになってしまうようなものについても、その装置の特性から考えて3の2項（2）で規定するクロスフローろ過用の装置やモジュール等には当たらないと考えられます。

例えば、洗浄用の配管が付いているモジュール等であっても、その配管の口径が供給液の供給口に比べてクロスフローろ過としての機能を十分に果たすことができない程度に小さく、加えて、洗浄時に一時的に解放して使用することのみを設計時に想定しており、常時開放して使用することは想定していないようなものについては、許可対象には該当しません。（膜モジュール内の空気を抜くための配管についても同様です。）

ただし、全ろ過用とクロスフローろ過用のいずれとしても使用可能であるように設計された装置やモジュール等については規制対象となりえますので、解釈に疑義があるときなどは、個別に安全保障貿易審査課にご相談下さい。

Q 4 - 2 : 定置した状態で内部の滅菌または殺菌をすることができるものとなっていますが、具体的にどのような装置のことを言うのでしょうか。

A 4 - 2 : ろ過膜を取り付けた状態で装置全体を滅菌または殺菌できることが可能な装置のことを言います。例えば、苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダなどの化学薬品を用いる殺菌、熱水殺菌、蒸気殺菌の可能な装置などが規制対象となります。

また滅菌または殺菌をすることができるものとは物理的、化学的手法によって当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものを言います。但し、当該装置中の微生物の量を低減するための洗剤などを用いた洗浄処理のみしかできないものは「滅菌・殺菌」の範疇ではない。すなわち洗浄処理しかできないように設計された装置は非該当です。

Q 4 - 1 3 : 2 0 1 0 年 1 0 月 7 日 公 布 さ れ た 輸 出 令 別 表 第 1 の 項 3 の 2 の 項 に 記 載 の クロスフローろ過用の装置及びその部分品規制の運用において新たに「外圧ろ過用に専用設計された膜モジュール」が非該当になりましたが、何故で しょ う か。

A 4 - 1 3 : 外圧ろ過方式の場合、通常又は一般的に、供給液（原液）量の 9 0 ~ 1 0 0 % が膜の外面から内面に向け膜面を通過しろ過液として採取されます。残された 0 ~ 1 0 % という供給液（原液）のごく一部のみが膜の汚濁側（外面側）から排出口から出て行きます。排出口が設けられているのは、クロスフローろ過を行うためではなく、中空糸全長にむけて供給液内の汚濁物質を均等に分配するためです。透過阻止された汚濁物質は膜表面に付着し時間の経過と共に堆積していきます。このようならろ過方式になっているゆえ、外圧ろ過方式は「全ろ過方式」となります。従って、非該当となります。

基本的には全ろ過とは供給液量 = 循環液量となっていますが、外圧ろ過の場合はこの定義に当てはまらない事例と言えます。

Q 4 - 1 4 : 原液の供給方向とろ過液の出口方向が一直線上の構造になっているとはどのような意味ですか。

A 4 - 1 4 : 供給液より供給される汚濁物質は、中空糸膜面に付着・堆積します。付着した汚濁物質は逆圧洗浄、エアースクラビングなどの手法により間歇的に系外に排出されますが、供給液が一直線上にない場合、供給液が中空糸に衝突し乱流を形成するため、付着した汚濁物質層がふるい落とされ、系外に排出されることになり、見かけ上クロスフローろ過に近いろ過方式となります。安定した外圧ろ過を行う為には、原液の流れを可能な限り層流にする必要があるため、一直線状の構造になっていることが必要です。

5. 5 輸出令別表第1の3の2項 (2) 8 「噴霧器、煙霧機」関連

Q 5 - 1 : 遠隔操作できる農薬散布用動力式噴霧器又は煙霧機はどのように該非判定すれば良いで しょ う か。

A 5－1：省令第2条の2第2項第8号イの規制は、航空機等（航空機、飛行船、気球又は無人航空機）に搭載するように設計した噴霧器又は煙霧機であって、初期粒径がVMDで50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるものとなっています。

市販されている遠隔操作のできる農薬散布用動力式噴霧器は、自走台車やトラクター等に搭載されたものがありますが、航空機等に搭載する設計とは重量制限や噴霧時の速度等が設計の本質において異なると考えて良いでしょう。

航空機等に搭載するように設計又は改造した装置とは、航空機等に搭載するよう意図して設計又は改造をしたもの（例えば、航空機等への取り付け寸法や固定方法や着脱方式が限定されている設計）を言います。

デュアルユースの製品はもともと民生用か兵器用かを区別できませんから、市販品としてカタログ等に記載され、航空機等に搭載するように特別に設計されたもので無いことが明らかな製品、或いは規制値を外れていることが証明されている製品は規制除外品と考えて良いでしょう。

また、農薬散布用動力式噴霧器等は、散布する農薬のドリフトを防止するためVMDが150ミクロンを超える飛沫になるような構造となっているのが一般的ですから、製造会社に飛沫粒径を確認して該非判定をしてください。

Q 5－2：塗装用噴霧装置を輸出する案件がありますが、どのように該非判定したら良いでしょうか。

A 5－2：塗装用噴霧装置には、初期粒径VMDが数ミクロンから30ミクロン程度で噴霧量が2リットル毎分超のものがありますが、一般的に塗布する塗料のドリフトを防ぐため塗装ブースに組み込んで使用するものであり、航空機等に搭載するよう予め設計されたものではありませんから非該当品です。

Q 5－3：弊社では、室内加湿器（初期粒径10ミクロン～25ミクロン程度の霧を3リットル毎時発生）を製造しています。インドネシアの商社から当該加湿器数千個の引き合いを受けました。該非判定をどのように行ったらよいでしょうか。

A 5 - 3 : ご質問の加湿器は、航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するよう
に設計したものではなく室内用であり、また省令第2条の2第項第8号ハ
の規制値、2リットル毎分超の割合で噴霧又は煙霧できる装置ではありませんので省令第2条の2第項第8号に非該当です。しかし引き合いが数千
台ですから最終用途、最終顧客の確認が必要です。